

2018 年 1 月 18 日

全日本空輸株式会社
代表取締役社長 平子裕志様

特定非営利活動法人日本消費者連盟

共同代表 天笠啓祐

共同代表 大野和興



「ANA オリジナルアロマサービス」の再度の中止要請書

12 月 13 日付でお送りした中止要請に対し、12 月 21 日付でご回答をいただき厚くお礼を申し上げます。

再度の中止要請をさせていただきましたが、今後ともアロマサービスを継続されるというご回答をいただき極めて残念な思いです。

日本消費者連盟が 7 月、8 月の 2 回開設した「香害 110 番」以降も、香りの害に関する相談があり、その中に貴社のアロマサービス中止要請もありました。これまで ANA の飛行機を利用していた人が利用できなくなる、ということを重く受け止めていただきたいと思います。

昨年末からこれまでに、東洋経済オンライン、日本経済新聞、弁護士ドットコム、婦人之友などで「香害」が報道されております。

化学物質過敏症は、ある化学物質を大量に曝露したり、微量でも繰り返し曝露した後に突然発症する病気です。今は大丈夫でも、繰り返しアロマサービスを受けることで化学物質過敏症に移行することは容易に想像されることです。

貴社が東急電鉄のようにアロマサービスを中止してくださるよう、今後も動向を注視して参ります。どうぞ一番大事な顧客を守るために、アロマサービスを中止してくださいませよう、切にお願いいたします。

以上

同封資料

1. 東洋経済オンライン (2017 年 11 月 18 日)
2. 日本経済新聞 (2017 年 12 月 16 日)
3. 弁護士ドットコム (2017 年 12 月 30 日)
4. 婦人之友 (2018 年 2 月号)

問い合わせ先・日本消費者連盟 「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

tel : 03-5155-4765 fax : 03-5155-4767

mail : sugiura@nishoren.org